



将来の不安を「安心」に ～任意後見制度について～

2月号に引き続き、成年後見制度の紹介をします。今回は、すでに判断能力が不十分な人への支援を行う「法定後見制度」のお話でしたが、今回は、将来の不安に備えて事前に自分で準備をしておく「任意後見制度」についてです。

成年後見制度

法定後見

任意後見

任意後見制度は、将来、自身の判断能力が低下したときに備え、自分で支援者（任意後見人）を決めておくことで、支援が必要になったときに、事前に決めた契約内容に基づき支援者からの支援を受けることができます。

ステップ1 元気な頃に

今は大丈夫だけれど、将来、いろいろな手続きやお金の管理が自分でできなくなった時は、身近な人や信頼している人に支援をお願いしたいな。そう、今のうちに準備を始めておこう。



- ・財産管理
- ・各種料金の支払い
- ・福祉サービスの申請、契約
- ・入院手続き など

支援を依頼したい相手と話し合い、公証役場で任意後見契約を交わします。

決めておくこと(例)

- ・支援者(任意後見人)
- ・支援の内容
- ・支援に対する報酬 など

娘に任意後見人をお願いしよう。

本人

娘

公証役場



ステップ2 支援が必要な状態になったら

家庭裁判所へ「任意後見監督人の選任」の申立てをします。

任意後見監督人

娘さん(任意後見人)の仕事を監督します。

家庭裁判所



ステップ3 任意後見監督人が決まったら

任意後見契約の内容に基づき、支援を受けることができます。

娘(任意後見人)

本人

私の代わりによろしくね。



成年後見制度は、みなさん一人ひとりの自分らしい暮らしを支える大切な制度です。

この制度が、みなさんにとってより身近なものになるよう、地域包括支援センターでは制度の普及啓発や相談を行っています。気になること、知りたいことなどありましたら、お気軽にご相談ください。